

○財務省告示第三百十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年九月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

平成二十五年十月九日

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
の法律及びその
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）は、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特定参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者

